

輸出者等遵守基準に
関する情報を
入手するためには

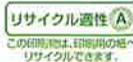
○輸出者等遵守基準説明会
への参加(すべての方を対象)

中小企業、大学・研究機関を含む輸出者
などの安全保障貿易管理の適正化を一層
推進し、輸出者等遵守基準などに対応した
輸出管理体制の構築に向けて、「輸出者等
遵守基準説明会」(輸出者等遵守基準等の
導入に向けて)を開催しています。

その他、輸出者等遵守基準・輸出管理内部規程の
ご相談については、以下までお問い合わせください。

安全保障貿易検査官室
TEL 03-3501-2841

安全保障貿易管理ホームページ
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>



輸出者等 遵守基準 への対応について

輸出管理内部規程の整備に向けて

反復継続して

- ① 貨物の輸出
- ② 技術の提供

を行う者は、
経済産業大臣が定める
輸出管理に係る基準に
従う必要があります。

(Attention)

- 大量破壊兵器の開発国やテロリストは、
輸出管理が不十分な組織を狙うかもしれません。
それは、中小企業や大学・研究機関であっても
例外ではありません。
- 外国為替及び外国貿易法(外為法)や
安全保障貿易管理制度について知って
いるだけでなく、組織として実際に
運用していく必要があります。



<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

あなたの会社や大学 はどちらですか？

安全保障上懸念のある
貨物の輸出について
許可を求める外為法の
存在を認識しておらず、
必要な許可を得ずに
輸出してしまった。



機械の輸出で
売上が急上昇。

SALE

新興国・開発
途上国への
輸出ビジネスが
盛んで、高性能な

外為法の規制内容について
関係部門に周知されており、
必要な許可を取得した上で
輸出を行った。

許可が必要かどうかの
確認(該非確認)を行う者が
誰もおらず、許可が必要な
案件であることを認識せず、
相手の求めるまま無許可で
送信してしまった。



電子メールで
送付して欲しいと
連絡があった。



外国の
共同研究先から
規制対象技術の
図面データを

組織内の該非確認責任者に
判断を求めたところ、
役務取引許可を取得後に
提供しなければならない
案件であると判断し、
許可を取得してから送信した。

技術の用途や需要者を
確認する手続きがあいまいで
十分確認せず、相手の求める
まま提供してしまった。



「外国ユーザーリスト」
掲載企業から
技術提供の
依頼を受けた。



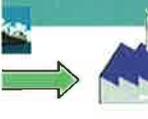
経済産業省が
懸念のある
需要者として
公表している

技術の用途や需要者を
手続に従って確認したところ、
核兵器の開発に利用される
おそれがあった。
そのため、提供を取り止めた。

営業部門の独断で十分な
調査もせず、輸出してしまった。



通常よりも
支払の金額や
条件が、
はるかに良い。



海外の
某機械メーカー
から突然大量の
貨物の引き合い
があった。

疑義があったため
輸出管理部門に相談。
調査の結果、懸念国に転売
するための引き合いで
あったことが判明したため、
輸出を取り止めた。

こうした対応を続けていると...

外為法違反に問われる可能性があります!

懸念国でミサイル
開発に転用

不正な輸出、技術提供

核兵器開発に
不可欠な技術の流出

最大で10年
以下の懲役
法人の場合:最大で10億円
以下の罰金
個人の場合:最大で3,000万円
以下の罰金

3年以内の
輸出・技術提供の禁止

不正な輸出や技術提供を
防ぐためにも

輸出者等遵守基準に従う必要があります。

遵守基準
違反

指導・助言

勧告

命令

最大で6か月
以下の懲役
最大で50万円
以下の罰金

こうした事態を防ぎ、
組織として行う輸出や
技術提供に伴うリスク
を回避するためにも



外為法の罰則は、実際に違反行為を行った関係者(個人)のみならず、法人自体も対象となり得ます。万が一、外為法違反に問われた場合は、組織にとっても大きなリスクとなるおそれがあります。

輸出者等遵守基準に則った自主管理が重要です。



事業遂行における
大きなリスクを回避



国際平和
への貢献



輸出者等遵守基準

まずは次の2項目からスタート!

- ① リスト規制品・技術に該当か非該当かを確認する責任者を明確に!
- ② 責任者や担当者に対し、法令遵守のため必要な指導を!

機微な貨物・技術を扱う場合は、大量破壊兵器などに転用されるおそれがあるので、次の9項目にも取り組んでください。

- ① 組織を代表する者を輸出管理の責任者に!
- ② 輸出管理体制(業務分担・責任関係)を明確に!
- ③ リスト規制品・技術に該当か非該当かを確認する手続を明確に!
- ④ 用途や需要者を確認する手続を明確に!
- ⑤ リスト規制品・技術か否かを確認したものと、出そうとしているものが一致するかを確認!
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努める!
- ⑦ 法令に則った輸出や技術提供を実施するための研修の実施に努める!
- ⑧ 輸出・技術提供関係の文書などを適切な期間保存するよう努める!
- ⑨ 法令違反などの発覚時には、速やかに経済産業大臣に報告し、再発防止策を実施!

さらに進んで、輸出者等遵守基準より高レベルの輸出管理体制を整備した「輸出管理内部規程」を策定すると…

- 自主管理体制が整っていると認められれば、「包括許可制度^{*}」を利用可能です。
- 個別に許可申請を行う場合にも、優先的に審査されます。
- 公表を希望する場合は自主管理体制を整えた組織(企業、大学・研究機関など)として、安全保障貿易管理ホームページ(<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>)にて公表します。

* 許可を一件ごとに取得することなく、一定の範囲について包括的に取得できる制度。